

瀬戸市せとまち人材応援助成金基金条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 5 年 3 月 2 3 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 3 号

瀬戸市せとまち人材応援助成金基金条例の一部を改正する条例

瀬戸市せとまち人材応援助成金基金条例（平成 2 9 年瀬戸市条例第 8
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第 2 条 本市は、大学生等の市内企業への就職を 促進し、若者の本市への定着を図るとともに、 将来の地域産業の担い手を育成し、及び確保す るため、瀬戸市せとまち人材応援助成金基金（ 以下「基金」という。）を設置する。	(設置) 第 2 条 本市は、 <u>奨学金返還に要する費用を助成 すること</u> で、大学生等の市内企業への就職を促 進し、若者の本市への定着を図るとともに、将 来の地域産業の担い手を育成し、及び確保する ため、瀬戸市せとまち人材応援助成金基金（以 下「基金」という。）を設置する。
(処分) 第 7 条 基金は、 <u>第 2 条に規定する目的を達成す るための経費の財源</u> に充てる場合に限り、これ を処分することができる。	(処分) 第 7 条 基金は、 <u>奨学金返還の助成に要する財源</u> に充てる場合に限り、これを処分することがで きる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。